



高浜運河沿緑地の桜並木

桜の咲く季節になりました。

区内には桜を見ることが出来る場所が数多くあります。この機会にお花見に出掛けてみてはいかがでしょうか。12面に掲載の「みなとく散歩」では、自転車シェアリングを利用して見に行くことができる高浜運河周辺のお花見スポットをご紹介します。こちらもぜひご覧ください。

※この写真は、平成29年4月7日に撮影したものです。

撮影場所 高浜運河沿緑地(港南3-5 芝浦港南地区)

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前7時～午後11時

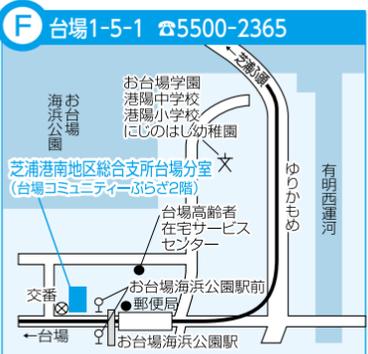
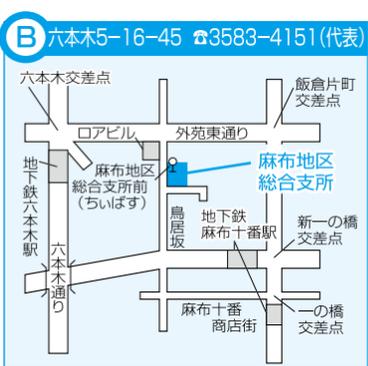
◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<http://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

総合支所の組織と主な取り扱い業務

組織		主な業務
副総合支所長		総合支所長の補佐(管理課長を兼務)
管理課	管理係	総合支所の管理運営、情報公開、区民の意見・要望の受け付け、後援名義等使用承認、り災証明の発行等
	施設運営担当	所管区域の区立保育園・港区保育室・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザ・放課GO→クラブ等の施設の管理運営・施設計画
	飯倉学童クラブ等事業担当(麻布地区総合支所のみ)	飯倉学童クラブ等の事業運営等
	みなとパーク芝浦管理担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	みなとパーク芝浦の施設管理等
協働推進課	協働推進係	《地域振興》 町会・自治会活動の支援、老人クラブの支援、青少年対策地区委員会活動の支援、商店街活動の支援 《防災・生活安全》 防災住民組織の支援、地域防災訓練の実施、消防団の支援、防犯パトロールの推進、住まいの防犯対策に関する助成、家具転倒防止器具助成の申請受け付け等 《環境・清掃》 環境美化活動の支援、リサイクル活動の支援、防鳥ネットの配布、環境・公害(騒音等)の相談、カラス対策の相談等 《その他》 地域猫の去勢・不妊手術費用助成、区民向け住宅入居案内、災害見舞金(小規模)、区民交通傷害保険、地域葬儀支援(高輪地区総合支所のみ)等
	地区政策担当	地域の計画づくり、地域情報誌(紙)発行、区民・NPO等との協働、区政への区民参画の推進、地域文化の推進、地域の国際化に関わる施策の推進等
	台場担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	台場地域における協働推進課の事業の連絡調整、台場地域における区民からの意見・要望・相談の受け付け
	ベイエリア活性化推進担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	地域の運河や海辺に関する施策の推進等
まちづくり課	まちづくり係	まちづくりの相談、交通対策の相談、緑化の普及・助成、保護樹木等に関すること、土木施設への占用・使用許可、放置自転車対策、空き地管理の適正化、自転車等駐車場の管理運営
	土木担当	道路・橋りょう・公園・公衆便所・街路樹・街路灯等の新設、改良および維持管理、私道の整備、防犯灯設置助成、港湾の埋立工事、河川等の改良および埋立工事等
総合支所	窓口サービス係	《住民登録・証明交付・就学》 転入・転出・区内転居の届け出、住民票の写しの交付(※1)、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付(※1)、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付、転入学通知に関する事務、公的個人認証等 《特別永住者》 特別永住者証明書に関する相談・手続き(特別永住許可申請の手続きは芝地区総合支所のみ) 《戸籍に関する届け出・証明交付》 戸籍の証明(謄本・抄本(※1)、受理証明(※2))の交付、出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届(※2)、埋火葬許可(※2)等 《区税・国民健康保険・国民年金・介護保険》 住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、納課税証明書の交付(※1)、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入脱退・各種給付等に関する申請・届出、国民年金に関する届出、国保・介護保険被保険者証の再交付等および相談(芝地区総合支所では※1以外は相談担当で取り扱い) 《高齢者や障害のある人》 後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区総合支所では相談担当で取り扱い) 《その他》 区民葬儀券の交付(※2) ※1 芝地区総合支所では証明交付担当で取り扱い ※2 芝地区総合支所では戸籍係で取り扱い
		《高齢者》 紙おむつ給付・緊急通報システム・配食サービス・介護保険の要介護(要支援)認定の申請受け付け、虐待防止・成年後見制度の相談、養護老人ホーム入所等の相談・申請受け付け、障害者控除対象者認定、救急医療情報キットの申請受け付け・配布等 《子育て》 子どものための教育・保育給付支給認定の申請受け付け、保育園の入所相談・申し込み受け付け、保育園在園者の各種届け出受け付け、一時保育等の相談、各種助成等申請受け付け(子ども医療費助成・出産費用助成・児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成)、親子ふれあい助成事業(日帰り施設)利用券の交付等 《障害のある人》 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・各種障害者手当・各種障害者福祉サービス・特殊疾病(難病)医療費助成等の相談・申請受け付け、自立支援医療(育成・更正・精神) 《保健衛生》 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費用助成の申請受け付け、小児慢性疾患医療費助成・養育医療の申請受け付け、一般健康相談、母子および乳幼児の健康相談、精神保健相談、飼育犬の登録等 《その他》 民生委員・児童委員活動への支援
		《生活福祉係》 生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業(芝地区総合支所のみ)、戦没者の遺族等を対象とした特別給付金の申請受け付け等
	窓口調整係(芝地区総合支所のみ)	住居表示に関する申請(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	個人番号カード交付推進担当(芝地区総合支所のみ)	マイナンバーカードの交付に関する総合調整
	相談担当(芝地区総合支所のみ)	住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入脱退・各種給付等に関する申請・届出、国民年金に関する届け出、国保・介護保険被保険者証の再交付等および相談、後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	証明交付担当(芝地区総合支所のみ)	住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍の証明(謄本・抄本)の交付、納課税証明書の交付(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し・戸籍の証明の郵送請求
	戸籍係(芝地区総合支所のみ)	出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届、戸籍届出による証明(受理証明)の交付、埋火葬許可等、区民葬儀券の交付(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	生活福祉担当課長(芝地区総合支所のみ)	生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業

電話番号のかけ間違いにご注意ください。



元号に関する表記上の注意点

本広報みなと発行時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。新元号が定められた際は、読み替えをお願いします。

4月1日に 区の組織の一部を 改正しました

執行体制の効率化および区民サービスの向上等を図るため、組織の一部を改正しました。主な改正点をお知らせします。

※ **図** は改正後の組織図で、 **■** は新設・変更部分を表します。

平成30年度港区組織図(平成30年4月1日現在)

※課以上を表記しています

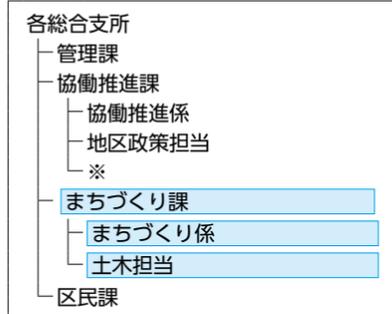
区議会	事務局	次長	
副区長 区長	芝地区総合支所	2面のとおり	
	麻布地区総合支所		
	赤坂地区総合支所		
	高輪地区総合支所		
	芝浦港南地区総合支所		
	産業・地域振興支援部	地域振興課 国際化・文化芸術担当課長 産業振興課 観光政策担当課長 税務課	
	保健福祉支援部	保健福祉課 福祉施設整備担当課長 高齢者支援課 介護保険課 障害者福祉課 生活福祉調整課 国保年金課	
	福祉施設整備担当部長		
	みなと保健所	生活衛生課 保健予防課 健康推進課	
	子ども家庭支援部	子ども家庭課 保育・児童施設計画担当課長 児童相談所設置準備担当課長 保育課 子ども家庭支援センター	
	街づくり支援部	都市計画課 住宅課 建築課 土木管理課 開発指導課 再開発担当課長 品川駅周辺街づくり担当課長 土木課 地域交通課	
	街づくり事業担当部長		
	環境リサイクル支援部	環境課 地球温暖化対策担当課長 みなとリサイクル清掃事務所	
	企画経営部	企画課 区役所改革担当課長 オリンピック・パラリンピック推進担当課長 全国連携推進担当課長 用地・施設活用担当課長	
	用地・施設活用担当部長	区長室 財政課 施設課	
	防災危機管理室	防災課 危機管理・生活安全担当課長	
	総務部	総務課 人権・男女平等参画担当課長 情報政策課 人事課 人材育成推進担当課長 契約管財課	
	会計管理者	会計室	
	教育委員会	教育推進部	教育長室 教育企画担当課長 生涯学習スポーツ振興課 図書文化財課
			学校教育部 学務課 学校施設担当課長 教育指導課
	選挙管理委員会	事務局	次長
	監査委員	事務局	次長

総合支所

各総合支所 まちづくり課

地域の特性に沿ったきめ細かなまちづくり機能の充実を図り、これまで以上に総合支所が、地域の課題を地域で迅速かつ的確に解決できる体制を強化するため、土木施設の整備、放置自転車対策、自転車等駐車場管理等のまちづくり関連業務を総合支所に移管します。また、7月には、道路・公園等の占用許可、掘削指導に関する業務も移管します(町会等からの道路・公園等の占用許可の受け付けは、これまでどおり各総合支所で受け付けます)。これに伴い、現行のまちづくり担当課長を廃止し、新たにまちづくり課を設置するとともに、まちづくり推進担当、土木係をまちづくり係、土木担当に再編します。

図1



※芝浦港南地区総合支所=台場担当、ベイエリア活性化推進担当

保健福祉支援部

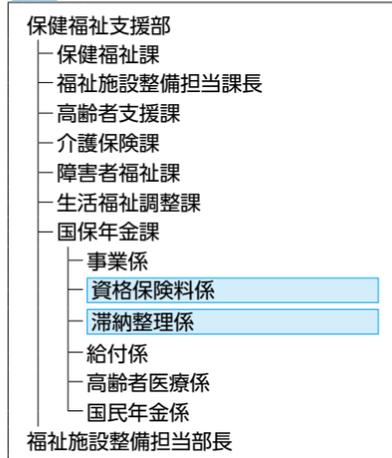
保健福祉課

国の補助事業である臨時福祉給付金事業が平成29年度で終了することに伴い、臨時福祉給付金担当を廃止します。

国保年金課

平成30年度の国民健康保険制度改革に合わせ、「資格」、「賦課」、「収納」という国民健康保険の基幹業務を集約化し、滞納整理等の収納推進業務を充実することで、国民健康保険の保険料業務の効率化と保険料の収納率向上に向けた体制を強化します。これに伴い、資格係、収納係、収納推進担当を資格保険料係、滞納整理係に再編します。

図2



みなと保健所

生活衛生課、健康推進課

区民に分かりやすい組織名とするため、食品監視第一係、食品監視第二係を東部地域食品監視係、西部地域食品監視係にそれぞれ変更します。

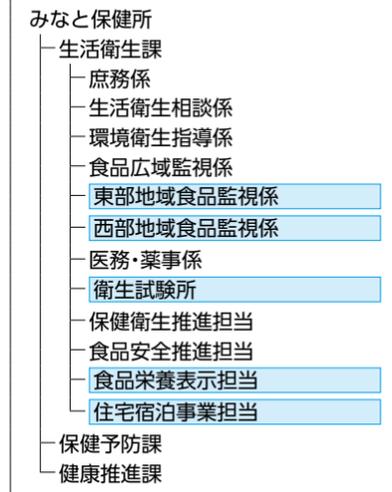
情報発信の信頼性の向上や衛生知識の普及啓発を効果的に推進するため、検査係を衛生試験所に更

更します。

食品表示や広告の監視を強化し、不適正表示の速やかな発見と改善指導を行い、区民のより安全で安心な食を確保する体制を強化します。これに伴い、健康推進課栄養指導担当を生活衛生課に移行し、食品栄養表示担当に再編します。

住宅宿泊事業の適切な運営と無届事業者に対する指導を強化し、区民のより安全・安心な住環境を確保するため、住宅宿泊事業担当を設置します。

図3



街づくり支援部

建築課

建築物の耐震診断の誘導、耐震改修促進法に定められた診断結果の公表に向けた業務や、「港区耐震改修促進計画」に基づいた耐震化を計画的かつ総合的に充実・強化させ円滑に推進していくため、住宅課と建築課の業務を一元化し、体制を整備します。これに伴い、建築課に耐震化推進担当を設置し、住宅課住宅支援係および建築課構造係の分掌事務を改めます。

土木管理課

土木施設の管理を担う総合支所と土木施設の財産管理を担う支援部の役割を明確にするため、土木施設管理課を土木管理課に変更します。

道路・公園等の占用許可、掘削指導等の業務を総合支所に移管することに向け、占用・掘削指導係を廃止するとともに、総合支所の占用許可業務を支援するため、土木監察担当を監察指導係に再編します。効率的な組織運営を図るため、施設管理係と道路台帳係を土木管理係に再編し、境界確定担当を係に改編することで、体制の強化を図ります。

開発指導課

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた区の景観行政に対する期待が高まるなか、屋外広告物の事前協議制度の開始や、民間プロジェクトの進捗に伴う各種指導、調整の増加等に対応する体制を一層強化し、円滑に進めていくため、街づくり調整係、開発調整担当、街づくり担当を開発事務係、街づくり調整担当に再編します。

土木課、土木計画担当課長

土木施設の整備等の業務を総合支所に移管することに伴い、道路橋りょう係、地中化推進係、公園

係を廃止するとともに、細街路整備係を事業推進係に統合します。これに伴い、土木計画担当課長を廃止します。

図4



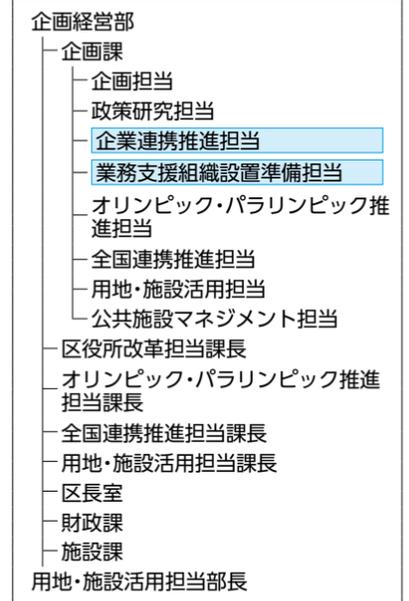
企画経営部

企画課

区政70周年記念事業で培った官民連携の新たな力を区民サービスの更なる向上に生かすことのできる円滑な体制を確保するため、企業連携の窓口を明確にし、福祉、子育て、教育、街づくり等さまざまな分野に企業の力を着実につなげる企業連携推進担当を設置します。

働きやすい職場づくりを推進するため、指定管理者の選定やプロポーザルによる事業者選定等、3年、5年、10年と事務の間隔が長いことでノウハウやスキルの継承と蓄積が困難な業務等を集約し、円滑に進めることで、全庁的な業務負担の軽減を図る「全庁的に共通する業務を支援する組織」の設置に向けた業務支援組織設置準備担当を設置します。

図5



区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

港区役所本庁舎・芝地区総合支所の大規模改修工事を行っています

平成31年3月まで改修エリアを切り替えながら工事を行っています。トイレ、エレベーターは順次改修、取り換えを行っているため、一部ご利用できなくなる期間があります。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。詳しい工事内容、期間は港区ホームページと本庁舎内に掲示します。

問い合わせ
契約管財課庁舎改修工事担当
☎3578-2275

防災危機管理室

防災課

災害時における迅速な初動、正確な情報管理や防災意識の向上、防災住民組織の積極的な活動等、防災活動の計画的な実行の全てが有機的に結びつき、区民の生命財産を守る一体化した体制とするため、防災係および地域防災支援係の業務を再編します。これに伴い、防災計画推進担当を廃止します。

総務部

働きやすい職場づくり推進担当部長

職員がいきいきと働き、その持てる力を十分に発揮できる働きやすい職場づくり施策が一定程度整備され、所期の目的が達成されたことから、働きやすい職場づくり推進担当部長を廃止します。

教育委員会事務局

教育推進部、教育長室、教育企画担当課長、生涯学習スポーツ振興課、図書文化財課、学校教育部、学務課、学校施設担当課長、教育指導課

区は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」に基づき、区長と教育委員会の教育行政における責任体制の明確化を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、港区総合教育会議を設置しました。平成28年10月には「新

教育長」を議会の同意を得て任命し、地域の教育課題やあるべき姿の共有、教育環境の一層の充実を図る体制を整備しました。

教育委員会は、新学習指導要領に伴い、教育基本法、学校教育法を踏まえたこれまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、基礎学力・活学力の向上等、子どもたちの未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが必要です。また、人口増加、ライフスタイルの多様化等社会経済状況の変化や2年半後に迫った東京2020大会開催を見据え「港区教育大綱」に基づき、先進的、発展的な港区ならではの教育施策をより一層推進していく必要があります。

公私立の幼稚園、小学校、中学校に通う幼児、児童、生徒をはじめとする区民の誰もが学びの意欲を持ち、主体的に学ぶことができる機会や歴史・文化に関する地域に根ざした学習環境を確保し、区長部局との連携をより強化した生涯学習およびスポーツ推進施策の充実を図るため、教育推進部を設置します。

情報化教育や国際理解教育等個性と能力を伸ばす教育の充実や年少人口の増加に伴う学校施設の整備等「教育の港区」として学校教育を充実し、さらなる向上を図るため、学校教育部を設置します。

これに伴い、次長を廃止し、教育長が迅速かつ的確な判断が行えるよう、教育長を補佐する事務局体制を強化します。

図6



選挙管理委員会事務局

局長、次長

公職選挙法の改正による選挙区の分区に対応するとともに、投票率の向上につながる広報、啓発をより一層強化するため、選挙管理委員会事務局長を部長職とし、次長を課長職へ変更します。これに伴い、選挙係、広報啓発推進担当を設置します。

図7



監査事務局

地方自治法改正に伴う監査制度の充実強化を図るため、副参事を次長に変更します。

図8



問い合わせ
企画課企画担当 ☎3578-2087

国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

学生の人も20歳になったら、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。しかし、経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

次のような条件で承認されます

- 学生納付特例制度の対象校(学部・学科)に在学している人
- ※対象校は日本年金機構ホームページで確認できます。

○本人の前年所得が118万円以下

承認された期間について

○承認を受けた期間は老齢基礎年金の年金受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額には反映されません。

○承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納)。納付対象とな

る月から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の率を乗じた額が加算されます。

※追納を希望する人は、港年金事務所へ直接お申し込みください。

必要書類

- (1)申請書(日本年金機構ホームページからダウンロードできます)
- (2)基礎年金番号が分かるもの
- (3)学生証または在学証明書(申請年度に応じた証明等が必要)

申請場所 各総合支所または国保年金課国民年金係(区役所3階)

郵送による申請 必要書類((2)、

(3)はコピー可。在学期間が裏面に記載されている学生証は両面コピーが必要)を同封の上、〒105-8511 港区役所国保年金課国民年金係へ。

申請期間 申請日から、原則2年1ヵ月前までさかのぼって申請することができます。年度ごとに申請してください。

問い合わせ
国保年金課国民年金係 ☎内線2662~6
港年金事務所 ☎5401-3211

障害者 関連情報

特別障害者手当等の支給月額の変更について

特別障害者手当等について、平成30年4月分から、次のとおり支給月額が変更になります。

特別障害者手当	変更後 2万6940円
変更前	2万6810円
障害児福祉手当	変更後 1万4650円
変更前	1万4580円
経過的福祉手当	変更後 1万4650円
変更前	1万4580円

☎ 障害者福祉課障害者事業運営係 ☎3578-2299

区長エッセイ 毎月1日配信
メールマガジン きらっと★
港区 きらっと 検索

広報みなとの情報は「マチイロ」と「マイ広報紙」でもご覧いただけるようになりました

スマートフォンアプリ「マチイロ」と、インターネットサイト「マイ広報紙」で広報みなとを閲覧することができます。

マチイロ
マチイロは、スマートフォンやタブレット端末で使用することのできるアプリケーションです。

広報みなとを閲覧できる他、興味のある記事があった場合には、アプリ内に記事を保存し、いつでも閲覧することができます。また、あらか

じめ興味のある分野を登録しておく、関連する記事が掲載された場合に、お知らせすることができます。

費用 無料
マイ広報紙

マイ広報紙は、広報紙の記事を記事ごとに分割し、インターネットで配信するサービスです。パソコンやスマートフォンから、読みたい記事をいつでも簡単に検索することができます。

費用 無料

その他
広報みなとは、新聞に折り込んで配布している他、区の施設やJR・地下鉄・ゆりかもめの駅等で配布しています。また、新聞を購読していない区民の皆さんには、自宅配達サービスを行っています。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ
区長室広報係 ☎3578-2038

InterFM897で港区の行政情報をお届けしています

MINATO VOICE(ミナトヴォイス)
区では、平日午前6時26~29分と午後5時56~59分の3分間、ラジオのFM放送で、区政情報や生活情報等

を、日本語・英語・中国語・ハンガルの4言語で提供しています。InterFM89.7MHzで聴くことができます。

放送曜日	放送言語
月	英語
火	日本語
水	中国語
木	英語
金	ハンガール

問い合わせ
区長室広報係 ☎3578-2036

港区広報番組をご覧ください

4月1日更新「港区広報トピックス(30分番組)」

内容 春の全国交通安全運動、ミュージアムネットワーク紹介(味の素の文化センター) 他

放送期間 4月1日(日)~10日(火)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



☎電話番のかけ間違ひにご注意ください。

港区「東京2020応援プログラム」推進助成事業

助成団体を募集します

区は、区民とともに東京2020大会の気運醸成およびレガシーの創出を一層推進するため、区民等が企画して実施する東京2020応援プログラム対象事業に対して助成を行います。

助成対象団体

区内の町会・自治会および商店街ならびに区内に事務所等の活動拠点を置くNPO法人、非営利活動を目的とする実行委員会および東京2020大会の気運醸成に資する非営利団体のうち、次に掲げる要件を満たしているもの

- (1) 東京2020組織委員会が適当と認める団体であること
- (2) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類するものを有するとともに、執行組織および会計組織が確立し、事業遂行能力が十分あること
- (3) 反社会的勢力との関係がないこと
- (4) 政治活動を目的としていないこと

助成対象事業および助成区分

表1の区分ごとに、内容に合致し、かつ、助成対象者が企画および運営し、区内で開催する東京

表1 助成対象事業および助成区分

助成区分	気運醸成(地域限定) 【区分A】	気運醸成(区内全域) 【区分B】	レガシー創出 【区分C】
助成金額(上限額)	10万円	50万円	100万円
助成率	10分の10		
助成対象事業	当該地域において、多くの区民等の目に触れ、東京2020大会の気運醸成に資する事業	区内全域において、広く区民の参加を呼び掛け、多くの区民が参加する東京2020大会の気運醸成に資する事業	東京2020大会のレガシー創出に資する事業
助成団体数(予定)	各総合支所管内ごとに5団体	第1回 3団体	第1回 6団体
決定方法	要件適合を審査し、申込順により決定	審査会の意見を踏まえ決定	
申し込み先	各総合支所協働推進課	企画課オリンピック・パラリンピック推進担当	
申請受付期間	3月30日から通年で受け付け中。予定数に達し次第募集終了	第1回	4月2日(月)～5月7日(月)
事業実施期間	4月1日(日)～平成31年3月17日(日)		7月1日(日)～平成31年3月17日(日)

※第2回以降の募集は募集要項をご確認ください。

2020応援プログラム対象事業その他これに類するもの

なお、助成を受けようとする事業が次のいずれかに該当すると認められる場合は、助成の対象となりません。

- (1) 法令および公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (2) 特定の思想、宗教の布教または勧誘および政治的活動に基づくもの
- (3) 港区暴力団排除条例第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められる場合
- (4) 区の名誉を傷つけ、もしくは信用を失墜させる場合またはそのおそれがある場合
- (5) 区、国、都等の他の制度による補助または助成等を受けている場合

助成金額

助成対象経費から総収入を引いた金額の範囲内で表1のとおり。

申請期間

第1回の受け付けは表1のとおり。第2回の受け付けは募集要項をご確認ください。

募集要項および申請書

募集要項および申請書は、各総合支所協働推進課、企画課(区役所4階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

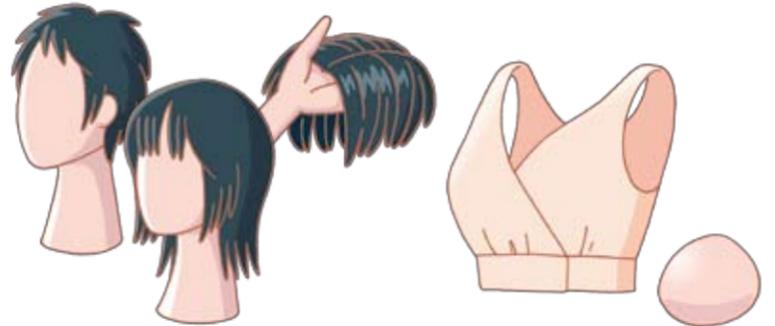
申し込み

募集要項を確認の上、直接、表1の申請受付期間内に、申請書および関係書類を表1の申し込み先へ。

問い合わせ

企画課オリンピック・パラリンピック推進担当 ☎3578-2020

がん治療中の皆さんが 脱毛や乳がんの手術跡をカバーする ウィッグ(かつら)や胸部補整具を 購入する費用を助成します



区では、がん治療に取り組む区民の療養生活の向上と就労の継続等、社会生活を支援するため、ウィッグ等を購入する際の費用の一部を助成しています。

対象品

- ウィッグ、胸部補整具(※)
- ※補整下着(ノンワイヤーソフトブラ等)、補整用シリコンパッド、人工ニップル等
- ※平成29年4月1日以降に購入したものが助成対象となります。
- ウィッグは、ウィッグ本体と装着するためのネットまでが対象品となります(スタンドやケア用品は対象なりません)。

対象者

- 申請日の時点で、区内在住の、がんと診断され、治療を行っている人
- 助成金額**
3万円または購入費用の7割のいずれか低い額
- 補助対象者1人につき1回限りとなります。ウィッグのみではなく、胸部補整具も購入した、あるいは、ウィッグを複数購入したような場合は、1回にまとめて申請してください。また、他の法令等に基づく同種の助成等を受けている人は対象なりません。
- 購入費用の7割の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

ます。

申請期限

対象品を購入した日(領収書に記載の日)の翌日から1年以内

必要書類

表2参照

申請方法

港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付申請書に必要事項を明記の上、必要書類を添付して、郵送で、健康推進課健康づくり係へ。

相談窓口

区と連携協定を締結している団体や区内の医療機関では、がんの治療に伴う外見の変化に関するお悩みやウィッグ、胸部補整具の購入に関する

相談の窓口を設置しています。相談を希望する人は、お問い合わせください。

問い合わせ

健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

表2 必要書類

	必要書類	注意事項等
(1)	港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付申請書	みなと保健所、各総合支所で配布しています。港区ホームページからダウンロードもできます。
(2)	がんの治療を受けていることを証する書類	がん治療を行っていることが分かる、病名や抗がん剤等の記載があり、現在治療中であることが分かるもの 例:お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等
(3)	購入した金額の明細が分かる書類(領収書等) ※原本を提出してください。	宛名(フルネーム)、購入日、購入金額とその内訳、発行者の名称、所在地が記載されているもの(インターネット等で購入したような場合は、ご相談ください)。
(4)	申請者の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等の写し
(5)	振込先口座が確認できる書類	銀行名、名義、口座番号が確認できるもの(通帳等)の写し

港区の人口

平成30年3月1日現在

総人口

25万4,561人 (前月比187人増)

出生等	238人	死亡等	263人
転入	1,960人	転出	1,748人

日本人	23万4,648人 (前月比148人増)
男	10万9,335人
女	12万5,313人

外国人	1万9,913人 (前月比39人増)
男	1万418人
女	9,495人

世帯数	14万4,378世帯 (前月比90世帯増)
日本人世帯数	13万368世帯 (前月比57世帯増)
外国人世帯数	1万811世帯 (前月比10世帯増)
複数国籍世帯数	3,199世帯 (前月比23世帯増)

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

分譲マンションへ 省エネコンサルタントを 派遣します

～マンション共用部の省エネで 電気料を削減しましょう～

分譲マンションの管理組合等を対象に、省エネコンサルタントを派遣し、共用部の省エネ診断を実施します。電気料金の削減等につながる具体的な設備改修や運用改善方法を提案します。管理組合総会等の居住者の合意形成方法の相談等にも対応し

ます(最大4回まで無料)。
※管理組合等向けLED照明の助成を受けるには、この省エネ診断が必要です。

申し込み
環境課(区役所8階)および各総合支所の窓口で配布する申請書に必要

相談例

- 相談・現況調査および省エネ提案書の作成
- 省エネ提案内容の説明、実施に向けてのアドバイス等
- 総会の合意形成に向けてのアドバイス

**省エネ提案書を
無料で作成**



事項を明記の上、郵送または直接、〒105-8511 港区役所環境課地球環境係へ。
※申請書は港区ホームページからダウンロードもできます。
「港区マンション省エネガイドブック」をご利用ください

マンション共用部分の省エネルギーの方法等をまとめたガイドブックです。

配布窓口

環境課(区役所8階)、各総合支所管理課で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。
※希望者には郵送しますので、お問い合わせください。



ガイドブック表紙

問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2498

地球温暖化対策助成制度のお知らせ

管理組合等向けLED照明とクリーンエネルギーとして期待されている水素を燃料とした燃料電池自動車の助成を始めます

区では、二酸化炭素排出量削減のため、再生可能エネルギー・省エネルギー機器等を設置する次の対象の人に対し、経費の一部を助成します。

対象

区民、区内事業者(中小企業者・個人事業者等)、区内集合住宅の管理組合等

申し込み期限

平成31年2月28日(木)まで(一部の機器を除く)

助成項目

表のとおり

申請書入手方法

環境課(区役所8階)および各総合支所管理課の窓口で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2496~8

表 助成項目一覧

※詳しくは、お問い合わせください。

助成項目	助成対象者※		
	区民	管理組合等	中小企業者等
太陽光発電システム	○	○	○
蓄電システム	○	—	—
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	○	—	—
日射調整フィルム	○	○	○
人感センサー付照明	—	○	—
管理組合等向けLED照明	—	○	—
高断熱サッシ	○	○	—
事業所用高効率空調機器	—	—	○
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	—	—	○
燃料電池自動車	○	—	○
電気自動車等用急速充電設備	○	○	○
電気自動車等用普通充電設備	○	○	○
高反射率塗料等	○	○	○

みなとエコチャレンジ 2018 参加者募集

省エネ・節電・環境イベント等への参加により、ポイントをためて区内共通商品券等と交換できる「みなとエコチャレンジ」の参加者を募集します。平成30年度からポイント対象項目を追加しました。



景品の一例
区内共通商品券

対象 区民(世帯単位での参加)

期間 4月1日(日)~平成31年3月31日(日)(申し込みは随時受け付け)

参加方法 次の(1)(2)いずれかの方法で参加登録してください。

- (1)専用ホームページから参加登録
「みなとエコチャレンジ」専用ホームページ
<http://www.minato-ecochallenge.jp/>
- (2)参加申請書を提出

環境課(区役所8階)および各総合支所の窓口で配布するリーフレットのエントリーシート(申請書)に必要事項を明記の上、郵送または直接、〒105-8511 港区役所環境課地球環境係へ。

※平成29年度以前からの参加者は、再度登録する必要はありません。

※詳しくは、「みなとエコチャレンジ」専用ホームページや環境課および各総合支所で配布するリーフレットをご覧ください。

問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2498

みなと環境アプリを バージョンアップしました

区では、スマートフォン(iOS、Android)向けアプリ「みなと環境アプリ」の配信をしています。バージョンアップした主な機能をご紹介します。

1 投稿写真に「いいね」機能等を追加

投稿写真撮影場所の表示および写真の評価機能(いいね)を追加しました。

2 クイズの解説を詳しくしました

1日1問出題される環境に関するクイズの解説を、より詳しくしました。また、育てる生きものを分かりやすく表示しました。

3 画像が拡大できます

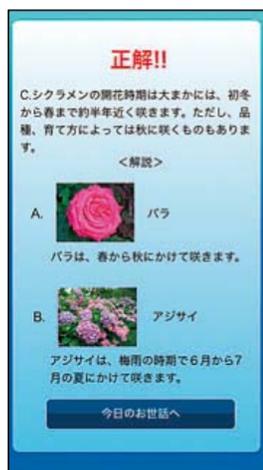
図鑑および投稿写真の拡大表示(ピンチイン・アウト)機能を追加しました。

環境について楽しく学べるコンテンツが盛りだくさんです。ぜひダウンロードしてください。

ダウンロード方法

無料(iOS、Androidのみ配信)

※アプリストアで「みなと環境アプリ」と検索してください。また、次の二次元コードでダウンロードすることもできます。



iOS Android

※画像データはイメージです。

問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2498

凡例 対象 時間 ところ 内容 定員 募集人員 申し込み 申し込み 問い合わせ 選考方法 担当課

東京都 シルバーパス (4～9月新規購入分)

のお知らせ

満70歳以上の都民で、申し込みをした人に、都営交通・都内を走行する民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」を発行します(有効期限は発行日から平成30年9月30日まで)。

はり・マッサージサービス

☎ 65歳以上の区民
 時 5月8・9日(火・水)
 所 三田いきいきプラザ
 人 60人(申込順)
 費用 1000円(利用料)
 電話または、4月10日(火)午後5時までに、三田いきいきプラザへ。
 ☎3452-9421

初心者麻雀教室

☎ 65歳以上の区民で麻雀初心者
 時 5月1日～9月18日(7月24日、8月を除く毎週火曜、全16回)午後1時30分～3時30分
 所 青山いきいきプラザ
 人 16人(初めての人優先で抽選)
 往復はがきの往信面に「初心者麻雀教室希望」・郵便番号・住所・氏名・年齢・生年月日・電話番号・麻雀歴、返信面に自分の郵便番号・住所・氏名を明記の上、4月7日(土・必着)までに、〒107

対象

都内に住民登録している満70歳以上の人(寝たきりの人を除く)

費用

(1)平成30年度の住民税が非課税または平成29年度の合計所得金額(※)が125万円以下の人:1000円
 (2)その他の人:1万255円
 ※長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額

必要書類

本人確認書類(保険証または運転免許証等)
 ※(1)に該当する人は次の①～③のうちいずれか1点も必要です。
 ①介護保険料納入(決定)通知書

ー0062南青山2-16-5 青山いきいきプラザへ。 ☎3403-2011

芝・みたまち倶楽部「紙と遊ぶ季節の折り紙」

☎ おおむね60歳以上の区民
 時 5月14日、6月11日、7月9日(月・全3回)午前10時～11時30分
 所 三田いきいきプラザ
 人 20人(抽選)
 費用 各100円(材料費)
 電話または直接、4月22日(日)までに、三田いきいきプラザへ。
 ☎3452-9421

男性のための料理教室

☎ 60歳以上の区民の男性
 時 5月12日～9月22日(第2・4土曜、全12回)午前9時30分～午後1時30分※5・9月のみ第3土曜も実施
 所 白金いきいきプラザ
 人 15人(抽選)
 費用 各600円(材料費)※初回の

②30年度住民税非課税/課税証明書(4～6月頃は前年度の書類で代用可)
 ③生活保護受給証明書(生活扶助の記載があるもの)

申し込み

誕生月の初日(1日が誕生日の人は前月の初日)から、必要書類をご用意の上、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所等のシルバーパス発行窓口へ。

問い合わせ

(社)東京バス協会シルバーパス専用電話
 (土・日曜、祝日を除く午前9時～午後5時) ☎5308-6950

担当課 高齢者支援課在宅支援係

み1600円(材料費)
 電話または直接、4月21日(土)までに、白金いきいきプラザへ。
 ☎3441-3680

「小鳥のさえずりを」春のプリザーブドフラワーアレンジメント講座

☎ 60歳以上の区民
 時 4月25日(水)午後2時～4時
 所 豊岡いきいきプラザ
 人 20人(抽選)
 費用 3000円(材料費ケース付き)
 持ち物 ハサミ、持ち帰り袋(20センチメートル×25センチメートル)
 電話または直接、4月15日(日)までに、豊岡いきいきプラザへ。
 ☎3453-1591

一度聞いてみたかったゴルフの基本理論講座

☎ 50歳以上の区民
 時 4月17日～6月19日(5月1・22日

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

を除く火曜、全8回)午後6時～7時
 所 港南いきいきプラザ
 人 12人(抽選)
 電話または直接、4月6日(金)までに、港南いきいきプラザへ。
 ☎3450-9915

健康入浴推進事業

☎ おおむね60歳以上の区民
 時・所

浴場名	電話番号	実施日時
南青山 清水湯 (南青山3-12-3)	☎3401-4404	4月16日(月) 午前10時45分～11時45分
アクアガーデン 三越湯 (白金5-12-16)	☎3441-9576	4月17日(火) 午後2時20分～3時20分
麻布黒美水温泉 竹の湯 (南麻布1-15-12)	☎3453-1446	4月19日(木) 午後2時20分～3時20分
ふれあいの湯 (芝2-2-18)	☎5442-2639	4月20日(金) 午後1時50分～2時50分

☎ 健康な歯で、おいしい食事をとりましょう(歯科衛生士)、新緑の季節を美しい調べとともに過ごしましょう(バイオリニスト)
 人 各15人程度(申込順)
 電話または直接、実施日の前日までに、希望する銭湯へ。当日、港区民であることが分かるものをお持ちください。
 その他 東京都浴場組合では、スマートフォン(iOS、Android)向け無料アプリ「東京の銭湯」を配信しています。ご利用ください。
 保健福祉課福祉活動支援係 ☎3578-2381

地区ボランティアコーナー利用団体募集

港区社会福祉協議会では、身近な地域でのボランティア活動を進めるため、「活動の場」「交流の場」「情報の場」として利用できる「地区ボランティアコーナー」を設置しています。

利用できるのは、ボランティアや市民活動を行う団体等で、事前に登録が必要となります。ぜひご利用ください。

また、ボランティア保険加入の手続き等も可能です。職員在室時間にお越しください。

問い合わせ

港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係
 ☎6230-0284 FAX6230-0285

担当課 保健福祉課福祉活動支援係

表1 地区ボランティアコーナー一覧

名称	住所	職員在室時間※
麻布地区ボランティアコーナー	西麻布いきいきプラザ等 複合施設5階 (西麻布2-13-3)	毎週金曜 午前9時30分～11時30分
赤坂・青山地区ボランティアコーナー	青山いきいきプラザ1階 (南青山2-16-5)	毎週月曜 午後2時～4時
高輪地区ボランティアコーナー	精神障害者地域活動支援センター (あいは一と・みなと)1階 (高輪1-4-8)	毎週金曜 午前9時30分～11時30分 (4月から時間変更)
芝浦港南地区ボランティアコーナー	みなとパーク芝浦1階 (芝浦1-16-1)	毎週月・水・金曜 午後1時～4時

※祝日、年末年始を除く。

平成30年度

特別区職員(I類)採用試験のお知らせ

試験区分

事務、土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気、福祉、心理、衛生監視(衛生)、衛生監視(化学)、保健師
 ※受験資格等については詳しくは、採用試験案内をご覧ください。

第1次試験

実施日 5月6日(日)
 実施場所 都内の大学等

最終合格発表

(1)土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気の試験区分:7月30日(月)
 (2)事務、福祉、心理、衛生監視(衛生)、衛生監視(化学)、保健師の試験区分:8月6日(月)

申込方法、申込場所、申込期間

表2参照

試験案内の配布場所

東京23区の各区役所(港区は各総合支所でも配布)および特別区人事委員会事務局
 ※I類の「土木造園(土木)」「建築」については、【一般方式】(5月6日(日)の第1次試験実施)に加え、【土木・建築新方式】を9月に実施します。なお、【一般方式】と【新

方式】の併願はできません。

問い合わせ

特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787
 特別区人事委員会ホームページ
<http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>
 人事課人事係 ☎3578-2108

表2 申込方法、申込場所、申込期間

申込方法	申込場所	申込受付期間
インターネット	特別区人事委員会ホームページ http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm	4月1日(日)午前10時～9日(月)午後5時(受信有効)
郵送	特別区人事委員会事務局任用課 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1	4月1日(日)～5日(木・消印有効)

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

子育て・関連情報



母親学級

区民で、出産予定日が5～9月の妊婦
 5月11・18・25日(金・全3回) 午後2時～4時(第3回のみ午後1時～2時30分と午後3時～4時30分の2回制)
 所 みなと保健所
 人 80人(申込順)
 持ち物 母子健康手帳、筆記用具
 電話で、4月30日(月・祝)までに、みなとコール(午前9時～午後5時受け付け)へ。 ☎5472-3710
 健康推進課地域保健係

両親学級

区民で、出産予定日が5～8月の妊婦とそのパートナー(1人での参加可)
 5月12・26日(土)午後1時～3時45分(どちらかにお申し込みください)
 所 (社福)恩賜財団母子愛育会4階(南麻布5-6-8)
 人 45組(抽選)
 持ち物 母子健康手帳、筆記用具
 電話で、4月1日(日)～10日(火)に、みなとコール(午前9時(初日は午後2時)～午後5時受け付け)へ。 ☎5472-3710
 ※参加予定者には詳細を4月下旬頃郵送予定
 健康推進課地域保健係

うさちゃんくらぶ

区民で、平成30年2月生まれの第1子と保護者
 芝・麻布・赤坂地区在住者:5月23日(水)、高輪・芝浦港南地区在住者:5月30日(水)いずれも午後1時30分～3時30分
 所 みなと保健所

50組(抽選)
 持ち物 バスタオル、母子健康手帳
 電話で、4月1日(日)～10日(火)に、みなとコール(午前9時(初日は午後3時)～午後5時受け付け)へ。 ☎5472-3710
 ※抽選結果は4月中旬発送予定
 健康推進課地域保健係

4月の乳幼児健診・育児相談

4カ月児育児相談(平成29年12月生まれの人)、1歳6カ月児健康診査(平成28年9月生まれの人)、3歳児健康診査(平成27年3月生まれの人)
 該当者には通知しています。届かない人は、お問い合わせください。※転入した人、健診がお済みでない人は、ご相談ください。
 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084

はじめての離乳食教室

区民で、平成29年11月生まれのお子さんのいる保護者
 4月27日(金)午前11時～正午、午後1時30分～2時30分
 所 みなと保健所
 人 各30組(抽選)
 持ち物 離乳食づくり方テキスト(3～4カ月児健康診査案内と一緒に郵送しています)・筆記用具・当選はがき
 電話で、4月1日(日)～10日(火)に、みなとコール(午前9時(初日は午後3時)～午後5時受け付け)へ。 ☎5472-3710
 ※抽選結果は全員に4月13日(金)発送予定
 健康推進課健康づくり係

よちよち子育て交流会

赤坂地区総合支所管内在住の乳児と保護者
 4月13日(金)午前10時～正午、4月24日(火)午後2時～4時、5月12

日(土)午前10時～正午、5月22日(火)午後2時～4時、6月8日(金)午前10時～正午、6月26日(火)午後2時～4時
 所 赤坂区民センター5階
 親子で楽しめる催し、読み聞かせ等。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。
 各回20組(会場先着順)
 持ち物 バスタオル
 当日直接会場へ。
 赤坂地区総合支所区民課保健福祉係 ☎5413-7276

平成30年度就学援助のお知らせ

経済的な理由で就学が困難な、国公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に学用品費や給食費等の援助をします。

区民で、生活保護・児童扶養手当を受給している世帯、または、平成29年の世帯の所得金額について、港区教育委員会が定める基準所得額に該当する世帯
 郵送または直接、申請書を提出用封筒で、4月18日(水・必着)までに、〒105-8511 港区役所学務課学校運営支援係(区役所7階)へ。※「就学援助のお知らせ」「申請書」「提出用封筒」は、港区立小・中学校に通学している人には、通学先の学校で配布します。港区外の国公立学校に通学している人は、電話で請求してください。※援助をご希望の人のみ、申請書を提出してください。
 学務課学校運営支援係 ☎3578-2731

出産費用を助成します

区では、出産費用の一部を助成しています。

支給対象

次の全てに該当する人が対象となります。

- (1)父または母が申請日において、1年以上港区に住所があり、居住していること
- (2)生まれた子どもが、誕生日から申請者(父または母)と同居していること
- (3)母が日本の公的な健康保険に加入していること

助成内容

分娩費や出産にかかった入院費用(上限額60万円)から、健康保険で支給される出産育児一時金(付加金含む)を差し引いた額を助成します。なお、高額療養費(付加金含む)は、出産費用から差し引きます。

必要書類

病院から発行される出産費用の領収書の写し等が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。港区ホームページでも確認ができます。

申し込み

誕生日から1年以内に、出産費用助成費支給申請書に必要事項を明記の上、必要書類を添付して、直接、各総合支所区民課保健福祉係へ提出していただくか、郵送で、〒105-8511 港区役所子ども家庭課子ども給付係へ。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2433
 各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照

区民向け住宅 入居者募集

募集住宅

家族向け

- (1)区立住宅28戸
 シティハイツ高輪:17戸
 シティハイツ赤坂:11戸
- (2)特定公共賃貸住宅5戸
 シティハイツ竹芝:2戸
 シティハイツ神明:3戸

主な申し込み資格

区内在住(一部区内在勤も可)であること、同居親族がいること、世帯の所得が基準内であること、現に住宅を必要としていること、住民税の滞納がないこと等

詳しくは、「申込のしおり」をご覧ください。

「申込のしおり」の配布期間

4月4日(水)～13日(金)
 ※土・日曜を除く。

「申込のしおり」の配布場所

各総合支所協働推進課・台場分室、各いきいきプラザ、港区

指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店等

※区民向け住宅ホームページ <http://www.minato-sumai.jp/> からダウンロードもできます。

※郵送を希望する場合は、指定管理者にお問い合わせください。

申込受付期間

郵送で、4月17日(火・必着)までに、募集案内添付の封筒で、指定の宛先へ。

※港区借上住宅の申込順入居者募集については、区民向け住宅ホームページをご覧ください。

問い合わせ

港区指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店 ☎5733-0129

担当課 住宅課住宅管理係

区役所ロビーコンサート 出演者募集

区内で活動している音楽愛好家の皆さんの演奏を発表する機会づくりと、区民の皆さんが気軽にさまざまな音楽に親しめる環境づくりを目的として、区役所1階ロビーで開催するコンサートの出演者を募集します。

対象

原則として区内在住・在勤・在学の音楽愛好家または音楽家で、楽器の演奏等ができ、また出演決定後の個別打ち合わせで平日日中30分程度区役所へ来ることが出来る人(プロ・アマチュアの別不問)

募集ジャンル

弦楽器・木管楽器・琴・ハンドベル等
 ※バンド形態(ドラムス・エレキギター等の構成)や、太鼓・金管楽器等の大きな音のする楽器は申し込みできません。詳しくは、お問い合わせください。

開催候補日

次の(1)～(4)のうち、1回ずつ開催する予定です。

- (1)6月26日(火)～28日(木)
- (2)8月21日(火)～23日(木)
- (3)9月18・19日(火・水)
- (4)10月16日(火)～18日(木)

開催時間

午後0時15分～0時45分

申し込み

郵送で、5月1日(火・必着)までに、申込用紙・写真(メンバー全員が写っているもの)・演奏音源(CD等)を同封の上、地域振興課文化芸術振興係へ。
 ※申込用紙は港区ホームページからダウンロードもできます。

注意事項

交通費含め、全て無報酬です。コンサート時の営利活動は禁止とします。出演者は選考の上、決定します。

申し込み・問い合わせ

〒105-8511 港区役所地域振興課文化芸術振興係 ☎3578-2584

ひとり親家庭等を支援しています

区には、区内在住のひとり親家庭等を対象にした、手当や医療費助成制度があります(表参照)。

該当する場合は、お近くの各総合支所で相談の上、申請の可否について確認してください。

対象

次のひとり親家庭等になった事由に該当する、ひとり親家庭またはこれに準ずる家庭

ひとり親家庭等になった事由

- 父母が離婚している。
 - 父または母が死亡している。
 - 父または母に重度の障害がある。
 - 父または母が生死不明である。
 - 父または母が児童を1年以上遺棄している。
 - 父または母が保護命令を受けている。
 - 父または母が法令により1年以上拘禁されている。
 - 婚姻によらないで出生した児童を扶養している(事実上婚姻と同様の関係にある場合を除く)。
- ※児童が施設(保育園等通所施設を除く)に入所し

ている場合を除く。
 ※所得制限があります。
 なお、申請には必要書類があります。詳しくは、お問い合わせください。

表 ひとり親家庭等の手当・医療費助成制度

制度	児童扶養手当	児童育成手当	ひとり親家庭等医療費助成
内容	手当月額		健康保険対象の医療費の一部を助成します。 ●非課税世帯 自己負担なし ●課税世帯 1割を自己負担
	全部支給 ●児童1人の場合 4万2500円 ●児童2人目 1万40円加算 ●児童3人目以降 6020円加算	児童1人につき 月額 1万3500円	
受給期間	一部支給 ●児童1人の場合 4万2490円～1万30円 ●児童2人目 1万30円～5020円加算 ●児童3人目以降 6010円～3010円加算 ※平成30年4月現在 ※所得金額により手当額が異なります。	児童が18歳に達した後の最初の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで	児童が18歳に達した後の最初の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで
その他	母が請求者で、平成15年4月1日現在で事由の発生から5年を経過している場合は申請できません(法令に定める災害その他やむを得ない理由のあるときを除きます)。	手当受給中の人が所得制限を超えた場合は資格が消滅します。所得要件に該当した場合は改めて申請が必要となります。	●健康保険に加入していることが必要です。 ●生活保護受給者は対象になりません。

問い合わせ
 子ども家庭課子ども給付係
 ☎3578-2430・2
 各総合支所区民課保健福祉係欄外参照

平成30年度「港区青少年健全育成活動方針」

“地域の子どもは地域ぐるみで育てましょう”

2月6日開催の港区青少年問題協議会で、平成30年度の活動方針を策定しました。家庭・学校・地域等が連携し、積極的に青少年健全育成に取り組みましょう。

基本目標

- (1) 青少年が犯罪に巻き込まれない安全・安心な環境の確保
- (2) 青少年同士、家族間、青少年と地域の人々が触れ合う機会の充実
- (3) 青少年が生命の大切さを体感し、思いやりの心や社会を生きていく力を育む体験や機会の充実
- (4) 青少年が地域の一員としての自覚を持ち、防災力を向上することができる機会の充実

活動方針

- (1) 性犯罪を含む犯罪行為や暴力団等から青少年を守り、また青少年犯罪を防止するため、地域の安全の点検・改善や、青少年自身の危機回避能力向上に取り組むとともに、関係機関相互の連携を深め

- ましよう。
- (2) 地域の行事等に積極的に参加し、青少年同士、家族間、地域の多様な人々が互いに知り合い、触れ合う機会を日頃からつくりましよう。
- (3) 自然体験や社会貢献、異年齢活動等、青少年が直接自然や社会と関わり、生命の大切さを感じることにつながる多様な体験活動の機会をつくりましよう。
- (4) 突然の災害に対応するために、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識や知識、技術を身につける機会をつくりましよう。

- ましよう。
- (2) 地域の行事等に積極的に参加し、青少年同士、家族間、地域の多様な人々が互いに知り合い、触れ合う機会を日頃からつくりましよう。
- (3) 自然体験や社会貢献、異年齢活動等、青少年が直接自然や社会と関わり、生命の大切さを感じることにつながる多様な体験活動の機会をつくりましよう。
- (4) 突然の災害に対応するために、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識や知識、技術を身につける機会をつくりましよう。

基本目標を達成するために

- まず第一に家庭が子育ての基礎であることから、家族間の信頼関係をより強め、我が子が社会の一員となれるように家庭が責任を持って育てることが大切です。
- そして、その家庭を支えるため

に「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という視点から、学校、地域、その他の関係機関が互いに協力して、港区全体で日常的に青少年の健全育成活動に取り組みま

重点的な取り組み

青少年の健全育成は、青少年と大人の間に信頼関係があつて初めてできることです。まずは家庭から、そして地域へとあいさつから始まる輪を広げ、青少年と大人が互いに知り合うことが大切です。

まず相手と向き合い、目を合わせながら日常のあいさつをすることから始め、いざという時に助け合える絆を深めましよう。

○「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」

知り合うことが、地域づくりの第一歩です。

○「ありがとう」「ごめんなさい」「だいじょうぶですか？」

お互いに感謝や譲り合い、助け合いの気持ちを持って人と接ましよう。

○東京2020オリンピック・パラリ

ンピック競技大会開催に向け、性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、誰に対しても思いやりを持って触れ合う心を育ましよう。

港区青少年問題協議会

区長の附属機関として設置し、毎年「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係行政機関と地域活動団体等の連絡調整を行っています。

※詳しくは、リーフレットをご覧ください。区の青少年をとりまく課題や必要とされる取り組み、区や学校、地域等が実施している活動方針に関する具体的な取り組み例も紹介しています。

※リーフレットは、区立小学校および中学校を通して保護者に配布します。また、区の施設の窓口や港区ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ
 子ども家庭課青少年育成担当
 ☎3578-2435

4月から 骨髄移植ドナー支援事業が始まりました

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病等の病気によって正常な造血が行われなくなってしまった人の造血幹細胞の造血機能を回復させる治療法です。全国で毎年2000人程度が骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としています。区ではドナー登録者を増やし、一人でも多くの尊い命を救うため、4月から骨髄または末梢血幹細胞の提供者(ドナー)とドナーが勤務する事業者が助成金を交付します。

対象

- (1) 骨髄等の採取に伴う入院期間において港区に住所を有する人
- (2) ドナーを雇用する国内の事業者

(国・地方公共団体・独立行政法人を除く)

助成額

次の骨髄・末梢血幹細胞提供のための通院・入院等に要した日数に応じ、ドナーは1日当たり3万円、ドナーを雇用する事業者は1日当たり1万円を交付します(ただし、1回の提供につき通算7日間を限度とします)。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他区長が特に必要と認める行為のために要した通院・入院・面接

申請方法

次の書類を、郵送または直接、保健予防課保健予防係へ。

※申請は、骨髄等の提供のための入院をして退院した翌日から1年内に行ってください。

申請書類

ドナー

- (1) 港区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)
- (2) (公財)日本骨髄バンクが発行する証明書(対象となる日数が確認できるもの)

事業者

- (1) 港区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業者用)
- (2) ドナーとの雇用関係を証明するもの

※申請書は保健予防課で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

審査結果の通知

審査を行い、申請者に交付の可否を通知します。交付決定通知が届いたときは「助成金交付請求書」をご提出ください。助成金をドナーまたは事業者の指定口座に振り込みます。

ドナー登録について

ドナー登録の際には、骨髄提供等の内容をよく理解していただく必要があります。詳しくは、(公財)日本骨髄バンクホームページ <http://www.jmdp.or.jp/> をご覧ください。

☎5280-1789(一般問い合わせ窓口)
 ※みなと保健所ではドナー登録ができませんのでご注意ください。

問い合わせ・申し込み
 〒108-8315 みなと保健所保健予防課保健予防係 ☎6400-0080

みなと おしらせボード

※区役所・総合支所への郵便は、郵便番号とあて先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、すべて無料です。

- | | | | |
|----|---------|-----------|--------|
| 凡例 | 対 対象 | 時 とき | 所 ところ |
| | 内 内容 | 人 定員・募集人員 | 申 申し込み |
| | 問 問い合わせ | 選 選考方法 | 担 担当課 |

健康

胃・大腸がん検診

対 35歳以上の区民
 時 5月1日(火)～31日(木)午前8時30分～9時30分受け付け
 所 ところとからだの元氣プラザ(千代田区飯田橋3-6-5)
 人 20人(申込順)
 申 電話で、4月2日(月)から、健康推進課健康づくり係(午前9時～午後5時受け付け)へ。 ☎6400-0083

がん在宅緩和ケア支援センター(ういケアみなと)開設記念講演会

対 区内在住・在勤・在学者、テーマに関心がある人
 時 4月14日(土)午後3時45分～4時30分
 所 がん在宅緩和ケア支援センター(郷土歴史館等複合施設5階)
 テーマ 笑顔を支えるがん在宅緩和ケア～ういケアみなと～
 人 20人(申込順)
 申 電話で、4月3日(火)～12日(木)に、みなとコール(午前9時(初日は午後2時)～午後5時受け付け)へ。 ☎5472-3710

健康推進課地域保健係

講座・催し物

かんぼマンドリン・アンサンブルカフェコンサート

対 どなたでも
 時 4月14日(土)午後1時30分～2時30分
 所 虎ノ門いきいきプラザ
 申 当日直接会場へ。
 問 虎ノ門いきいきプラザ ☎3539-2941

エクアドル共和国大使館主催「夢幻のエクアドル」日本・エクアドル外交100周年記念ミゲル・ベタンコート絵画展

時 4月11日(水)～25日(水)午前10時～午後5時
 所 高輪区民センター展示ギャラリー
 因 芸術性と高い技術が世界で称賛されるエクアドルの画家ミゲル・ベ

タンクールによる絵画展
 問 地域振興課国際化推進係 ☎3578-2565

Spring Concert

対 どなたでも
 時 4月21日(土)午後2時～3時
 所 三田いきいきプラザ
 申 当日直接会場へ。
 問 三田いきいきプラザ ☎3452-9421

ぶらり散歩「明治維新を学ぶ『明治天皇の御会食所』と明治神宮外苑さんぽ(ガイド付き)」

対 区内在住・在勤者で全行程歩ける人
 時 4月25日(水)午前10時～午後1時
 コース 港区観光インフォメーションセンター前(東京モノレール浜松町駅3階コンコース)集合～大門駅～青山一丁目駅～明治神宮外苑イチョウ並木～聖徳記念絵画館～明治記念館(昼食後現地解散)
 人 15人(申込順)
 費用 4000円(明治記念館での昼食代3500円、聖徳記念絵画館入館料金500円)※交通費は各自でお支払いください。
 申 はがきに、参加者全員の氏名・住所・電話番号を明記の上、4月11日(水・必着)までに、〒105-0011 芝公園4-4-7東京タワーメディアセンター内 港区観光協会「ぶらり散歩」係へ。4月13日(金)までに、結果を郵送します。
 問 港区観光協会(平日午前10時～午後4時) ☎6452-8666 産業振興課観光政策担当 ☎3578-2552

清掃工場個人見学会

対 区内在住・在勤・在学者
 時 4月21日(土)午後1時30分～3時
 所 港清掃工場※車での来場はご遠慮ください。
 人 50人(申込順)
 申 電話で、4月18日(水)午後5時までに、港清掃工場へ。 ☎5479-5300

都立三田高等学校公開講座「都内文学・歴史散歩」全4回

対 都内在住・在勤・在学の成人

時 三田界限:5月19日(土)、目黒・恵比寿界限:6月10日(日)、自由が丘・九品仏・等々力界限:10月6日(土)、麻布界限:11月24日(土)いずれも午後1時～6時
 人 30人(抽選)
 費用 受講料:2000円、傷害保険:120円
 申 往復はがきに講座名・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記の上、4月20日(金・必着)までに、〒108-0073三田1-4-46 都立三田高校「公開講座担当」へ。
 問 三田高等学校経営企画室 ☎3453-1991 生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係 ☎3578-2750

麻布図書館講座「英語でボードゲーム」

対 中学生以上どなたでも
 時 4月21日(土)午後2時～4時(午後1時30分開場)
 所 麻布図書館
 人 24人(申込順)
 申 電話または直接、麻布図書館へ。 ※4月19日(木)は休館 ☎3585-9225

お知らせ

2018(第37回)「みなと区民まつり」の参加団体を募集します

対 区内在住・在勤・在学者で構成された5人以上の団体・サークル
 時 10月6・7日(土・日)
 所 芝公園一带
 募集団体数 約230団体(申込順)
 費用 設営費等の一部負担あり
 申 参加申込書(募集要項に添付)に必要事項を明記の上、郵送で、5月6日(日・消印有効)までに、〒107-0052 赤坂4-18-13 Kissポート財団内「みなと区民まつり実行委員会事務局」へ。募集要項は、地域振興課(区役所3階)、各総合支所管理課、区民センター等で配布しています。※新規で申し込む団体は、事前に事務局までご相談ください。 ☎5770-6837

平成30年度の国民年金保険料が決まりました

平成30年度(平成30年4月～平成31

年3月)の保険料は、1カ月1万6340円です。日本年金機構から納付書が4月上旬に送付されますので、納付期限までに金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

6カ月、1年もしくは2年分の保険料をまとめて納付書で支払うと、毎月納付する場合より割引になります(前納制度)。その場合の納付期限は5月1日(火)です。

なお、2年前納の納付書は、港年金事務所に申し込みが必要です。

問 港年金事務所 ☎5401-3211 国保年金課国民年金係 ☎内線2662～6

白金・白金台地域における新規交通手段のモニター募集

無料配車アプリを活用したデマンド型相乗りタクシーの実証実験に、支給するタクシー券を使って参加していただくモニターを募集します。

対 白金・白金台在住の70歳以上の人、港区タクシー利用券の支給を受けていない障害者、妊産婦等
 時 5月11日(金)～8月10日(金)
 人 4人1組で100組(抽選)

事前説明会
 時 (1)4月20日(金)午後7時～9時(2)4月21日(土)午後2時～4時

所 (1)白金台いきいきプラザ(2)高輪区民センター

申 直接、申込用紙を4月11日(水)までに、所属の町会または地域交通課へ。申込用紙は、地域交通課(区役所5階)、高輪地区総合支所、白金・白金台いきいきプラザ、子ども家庭支援センターで配布しています。
 問 地域交通課地域交通係 ☎3578-2278

放置自転車リサイクル

時 4月8日(日)午前10時～10時30分受け付け、後に購入順位の抽選
 所 みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所(元麻布3-9-6)
 販売台数 15台程度※港区民優先枠を設けています。
 費用 価格等、詳しくはお問い合わせください。

問 (公社)港区シルバー人材センター ☎5232-9681

夜間・休日診療

モバイルサイトからもご覧いただけます▶

診療時間 □は午前9時～午後5時
 診療時間 ■は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜(祝日・年末年始を除く)午後7時～10時(受付は午後9時30分まで)	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	---

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

4月1日(日)	岡部医院(内)	西麻布2-24-12	3407-0076
	虎ノ門病院(内)	虎ノ門2-2-2	3588-1111
	榊原デンタルクリニック(歯)	南麻布2-5-15 2階	3456-2507
4月8日(日)	★鈴木医院(内)	白金台4-12-11	3441-6668
	都ホテル東京メディカルクリニック(内)	白金台1-1-50 シェラトン都ホテル東京地下1階	3473-1651
	古川橋病院(内)	南麻布2-10-21	3453-5011
	品川東口歯科(歯)	港南2-4-7 石橋ビル2階	5479-8241
	綱島歯科クリニック(歯)	麻布十番2-8-10 麻布松屋ビル3階	5443-6065
	★河原医院(内)	芝浦1-12-1 河原ビル	3451-4751
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ http://www.himawari.metro.tokyo.jp/

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日・年末年始を除く)午後6時～11時 土・日曜、祝日、年末年始午前9時～午後11時	「#8000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	--

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

4月1日(日)	三田薬局(南青山)	南青山1-1-1 西館1階	3796-5371
4月8日(日)	あすか薬局	北青山2-7-20	5772-7513

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

障害者歯科診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	4月14日(土)午前9時30分～午後0時30分	【完全予約制】平日午前9時～午後5時受付 ☎6400-0084 健康推進課地域保健係
		4月28日(土)午後1時30分～4時30分	

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

リサイクル自転車作業所(みなとリ
サイクル清掃事務所作業連絡所2階)
(火～金曜) ☎3479-3116

変更・休止情報等

区民斎場やすらぎ会館休館

大規模改修工事のため休館しま
す。
休館中は、臨海斎場等の施設を
ご利用ください。
休館期間 9月1日(土)～平成31年3
月31日(日)
☎ 地域振興課地域振興係
☎3578-2531

高輪図書館の臨時休館

施設保守点検等のため臨時休館し
ます。
☎ 5月14日(月)、10月8日(月・祝)、
11月12日(月)
☎ 図書文化財課庶務係
☎3437-6621

区長エッセイ 毎月1日配信
メールマガジン きらっと★
港区 きらっと 検索

求人・区民委員募集

港区観光ボランティアガイド育 成講座受講生

☎ 18歳以上(高校生不可・日本語で
の講座を受講可能な外国人含む)で
次の条件に当てはまる人(1)外国語
を話すことができる人(日常会話が
可能なレベル)、手話のできる人、
書道や茶道等の日本文化、港区の地
理や地形等に精通している人で、観
光案内に生かせる特技がある人(2)
徒歩数時間のガイドができる人(3)
15回の講座に全て出席できる人※本
講座は、語学や手話を学ぶための講
座ではありません。
☎ 6月～平成31年1月に月1～2回(原
則平日)午後7時～9時※モニター
アワー等を実施する際は、休日や日
中に開催する場合があります。
☎ 芝コミュニティはうす等
☎ 40人(応募多数の場合は書類選考)
☎ 参加申込書に必要事項を明記の
上、郵送で、4月26日(木・必着)ま
で、〒105-8511 港区役所産業
振興課観光政策担当「観光ボランテ

ィアガイド」係へ。※参加申込書は
港区ホームページ、産業振興課観光
政策担当窓口で配布しています。
募集説明会実施日時
☎ 4月12日(木)午後7時～8時
所 芝コミュニティはうす
☎ 50人(会場先着順)
☎ 当日直接会場へ。
☎ 産業振興課観光政策担当
☎3578-2552

「港区男女平等参画推進会議」 区民委員

区では、男女平等参画の推進を図
るため、区長の附属機関として「港
区男女平等参画推進会議」を設置し
ています。7月16日(月・祝)から任
期の委員を募集します。
☎ 平成30年4月1日現在20歳以上の
区内在住・在勤・在学者で、男女平等
参画社会の形成に関心があり、平日
の日中の会議(1回2時間、年6回程
度)に出席できる人※区、地方公共
団体の議員・職員、および区で設置
する附属機関等の委員に既に3つ以
上就任している人は応募できません。
☎ 区で選任した学識経験者等の委

員とともに、行動計画や男女平等参
画の推進に関する重要事項につい
て、会議で意見を述べていただきま
す。
任期 2年(7月16日～平成32年7月15
日)
☎ 6人以内※保育あり(4カ月～就学
前、3人程度)
報酬等 委員には報酬および交通費
(実費)を支給します。
選考 書類選考、作文選考の後、面
接を実施(6月予定)
☎ 総務課人権・男女平等参画係(区
役所4階)および男女平等参画セン
ター(みなとパーク芝浦2階)で配布
する応募用紙に必要事項を明記の上、
テーマ「男女平等参画の推進につい
て、あなたが考えること」の作文
(800字程度)を添えて、郵送または
直接、5月14日(月・必着)までに、
〒105-8511 港区役所総務課人
権・男女平等参画係へ。応募用紙
は、港区ホームページからダウンロ
ードもできます。
☎ 総務課人権・男女平等参画係
☎3578-2025

区民保養施設利用案内

6月利用分抽選申し込み

対象 区民
施設 大平台みなと荘、熱川プリ
ンスホテル
※6月1日(金)利用分から、通年借上
区民保養施設が、ホテル暖香園か
ら熱川プリンスホテルへ変更しま
す。熱川プリンスホテルの施設概
要および利用料金は表1・2のと
おりです。

申し込み 専用はがきを郵送で、4
月12日(木・必着)までに、JTBみな
と予約センターへ。専用はがきは、
各総合支所、各区民センター、地域
振興課(区役所3階)、JTB新橋・赤
坂見附店にあります。または、区民
保養施設テレホンサービス・区民保
養施設予約システムで4月18日(水)
までにお申し込みください。抽選結
果は4月末にご自宅に送ります。
※熱川プリンスホテルは、6月14・
28日(木)は休業です。休業日の宿
泊はできません。

空き室申し込み

対象 区民・在勤者
施設 大平台みなと荘、ホテル暖香
園
※熱川プリンスホテルは5月1日(火)
から空き室に申し込みます。
申し込み 利用希望日の1カ月前の
同日からテレホンサービス、予約シ
ステム、またはJTBみなと予約セン
ターで申込順に受け付けます。

利用者登録

利用申し込みには利用者登録が必
要です。抽選申し込みの専用はがき
で登録できます。

大平台みなと荘の優先抽選

6月2日(土)利用分
対象
(1)区民で、以下の手帳等の交付を
受けた人

身体障害者手帳、愛の手帳、精神
障害者保健福祉手帳、被爆者健康手
帳、戦傷病者手帳、特定医療費(指
定難病)受給者証、都医療券(特殊医
療(人工透析を必要とする腎不全、
先天性血液凝固因子欠乏症等)およ
びB型・C型肝炎治療医療費助成受
給者証は除く)

(2)区民で、障害者総合支援法の対
象となる難病による障害支援区分認
定通知書の交付を受けた人
※優先抽選は大平台みなと荘のみで
す。

※優先抽選の申し込みをした人は一
般抽選の申し込みはできません。
※優先枠を設けての抽選になります
ので、全ての人が当選するもので
はありません。

※部屋タイプの指定はできません。
申し込み はがきに「港区保養施設
優先抽選申し込み」・代表者氏名・
住所・電話番号・生年月日・利用者
番号・利用希望人数(2～5人)を明記
の上、郵送で、4月12日(木・必着)
までに、〒141-0021 品川区上大
崎2-24-9アイケイビル3階「JTBみ
なと予約センター」へ。

施設の減額利用の方法が 変わります

4月2日(月)利用分から、65歳以上
の区民(年度内に65歳になる人を含
む)は、本人確認書類の提示のみで、
大平台みなと荘および通年借上区民
保養施設をそれぞれ、年度内2泊ま
で、1泊(2食付)につき次の減額した
料金で利用できます。
大平台みなと荘 3000円
通年借上区民保養施設 利用料金
(税込み)から2100円を減額
※通年借上区民保養施設は、ホテ

ル暖香園(5月31日(木)利用分ま
で)と熱川プリンスホテル(6月1日
(金)利用分)から)です。
※通年借上区民保養施設で計2泊で
す。ホテル暖香園、熱川プリンスホ
テルそれぞれ2泊ではありません。
※土・日曜、年末年始の減額利用は
できません。

JTBみなと予約センターの 電話番号が変わります

4月2日(月)から、JTBみなと予約
センターの電話番号が変わります。
変更後電話番号 ☎5434-7644

区民保養施設の利用区分 および対象区分が変わります

より分かりやすい料金体系とする
ため、4月1日(日)利用分から、区民
保養施設の利用区分の名称と対象区
分を変更しました。
利用区分の名称変更
現行 「大人・小人」

表1 通年借上区民保養施設(熱川プリンスホテル)

施設名 (施設番号)	熱川プリンスホテル(67)
所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1248-3
部屋タイプ	和室10畳+踏込
部屋数	月～金・日曜 3室 土曜 6室 年末年始(12月31日～1月3日) 5室
定員	2～5人
休業日(予定)	6月14・28日(木)、7月10・11日(火・水)、9月18日(火)、10月31日(水)、 12月18日(火)～20日(木)、平成31年1月15日(火)
交通	東京から特急(踊り子・スーパービュー踊り子号)で伊豆熱川駅まで約2 時間25分、送迎バスで約5分
利用開始	6月1日(金)利用分から
利用申し込み 開始	抽選は2カ月前から、空き室申し込みは利用希望日の1カ月前の同日から

表2 通年借上区民保養施設(熱川プリンスホテル)利用料金

利用日区分	大人(中学生以上)	子供(4歳以上小学生まで)
年末年始(12月31日～1月3日)	1万2960円	9720円
夏季保養施設開設期間	8640円	6480円
冬季保養施設開設期間	8640円	6480円
上記以外の金・土・日曜	8100円	5940円
上記以外の月～木曜	7020円	5400円

※料金には入湯税は含まれていません。

変更後「大人・子供」
対象区分の変更
大人料金
現行 「12歳以上」
変更後「中学生以上」
子供料金
現行 「4歳以上12歳未満」
変更後「4歳以上小学生まで」

問い合わせ
○登録・利用・申し込み
JTBみなと予約センター
午前10時30分～午後6時30分(土・
日曜、祝日を除く) ☎5434-7644
区民保養施設テレホンサービス
午前8時～午後10時 ☎6268-8250
区民保養施設予約システム
空き室照会等 午前5時～午前0時
抽選空き室申し込み等
午前8時～午前0時
https://hoyo.city.minato.
tokyo.jp
○区民保養施設事業について
みほとコール ☎5472-3710

担当課 地域振興課地域振興係

「広報みなと」自宅配送は
住所変更の手続きが必要です

「広報みなと」を自宅配送している人で、住所が変更になった人は、区長室広報係へご連絡ください。
住所変更の手続きが必要です。
区長室広報係 ☎3578-2038

記事中の表記について (特)・・・特定非営利活動法人 (社福)・・・社会福祉法人 (社)・・・一般社団法人 (公社)・・・公益社団法人 (財)・・・一般財団法人 (公財)・・・公益財団法人 (有)・・・有限会社 (株)・・・株式会社

みなとく



第5回 自転車 シェアリング編

芝浦港南地区をサイクリング

こうなん星の公園～高浜運河～埠頭公園～芝浦南ふ頭公園～こうなん星の公園

桜の季節となりました。春の陽気を感じに自転車に乗って街に出ませんか。今回のみなとく散歩は、自転車シェアリング(登録制のレンタサイクルシステム)を利用して芝浦港南地区に出掛けます。自転車シェアリングの利用方法や費用については、港区自転車シェアリングホームページをご覧ください。



品川駅港南口近くの「こうなん星の公園」にサイクルポートがあります。今日はここで自転車を借りて出発します。まずは「高浜運河」をめざします。運河沿いを走ると、桜がきれいに咲いています。続いて



埠頭公園

海岸通りを芝浦方面に移動します。夕彩橋の交差点を越えると道路沿いに「埠頭公園」があります。明治43年、ここ芝浦から白瀬蘆中尉らが木造船開丸で日本初の南極探検に出発しました。園内には、その記念碑が立っています。開丸をかたどった遊具もあります。

芝浦ふ頭には、台場地区とつながるレインボーブリッジが架かっています。橋のもとにある「芝浦南ふ頭公園運動広場(かいがんぱ〜く)」では、レインボーブリッジを下から仰ぎ見ることができ、東京湾を行き交う船や対岸の台場地区の眺めも楽しめます。



芝浦南ふ頭公園運動広場からのレインボーブリッジ

ひと息ついたら、先ほどの夕彩橋と渚橋を渡り、旧海岸通りを経由して「こうなん星の公園」サイクルポートに戻ります。運河に架かる橋を渡るたびに、芝浦港南地区が港区のウォーターフロントだと実感できます。街をゆっくりと走りながら満開の桜を探すのもいいでしょう。自転車シェアリングの自転車は、電動アシスト付きなので移動も楽です。交通マナーを守った安全走行で、お出掛けください。

次回は、品川駅高輪口からちいばす「高輪ルート」に乗車して、高輪地区総合支所をめざします。

屋外広告物の景観事前協議が始まります

港区らしい魅力的な街並み景観を育むため、景観形成において重要な構成要素である屋外広告物について、景観誘導を目的とした景観事前協議を平成30年4月1日(日)から開始します。

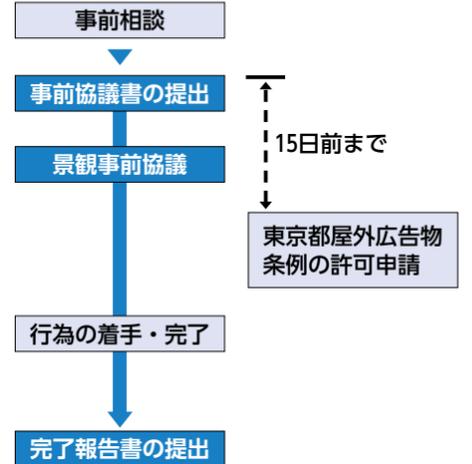
対象となる屋外広告物

- (1) 東京都屋外広告物条例による許可の申請が必要な屋外広告物
- (2) 広告塔、広告板、小型広告板 等

協議書の提出時期

屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京都屋外広告物条例の許可申請を行う15日前までに、港区景観条例に基づく事前協議書の提出が必要です(図参照)。

図 手続きの概要



協議事項

地域特性を踏まえた魅力的な表示、設置となるよう屋外広告物の規模・位置、形態・意匠、色彩、照明・光等について、協議を行います。

また、屋外広告物と景観に知見を有する景観アドバイザーの助言を踏まえ、区から指導・助言をお伝えします。詳しくは、お問い合わせください。

港区屋外広告物景観形成ガイドラインについて

屋外広告物の配慮事項を、図版や事例写真、数値等を示しながら解説した「港区屋外広告物景観形成ガイドライン」を、平成29年12月に策定しました。

港区ホームページの他、開発指導課(区役所6階)、区政資料室(区役所3階)、各総合支所、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く)でご覧になれます。

問い合わせ 開発指導課景観指導係 ☎3578-2232・2473

平成30年 春の全国交通安全運動 4月6日～15日

「やさしさが走るこの街 この道路」

平成29年の区内交通事故件数は1261件で、平成28年から91件増加しました。日頃から、交通ルール・マナーをしっかり守って、交通事故をなくしましょう。

運動の重点

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
 - (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - (2) 車道は左側を通行
 - (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - (4) 安全ルールを守る
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

港区は土地の高低差が大きく、名前が付いているものだけでも80余りの坂があります。自転車で坂道を下るときは、自分が思っている以上にスピードが出ています。ブレーキをかけてから自転車が止まるまでの距離も、平坦な道の時よりも長くなるので注意が必要です。

自転車は、道路交通法上では「車両」です。乗り方を誤って事故を起こすと、車やバイクの運転者と同様に責任を負うこ

とになります。小学生が自転車で坂を下っている時に前方不注意で女性に衝突し、運転していた小学生の保護者に対して多額の賠償が命じられた事例も発生しています。十分に注意して運転しましょう。

区内事業者の皆さんへ

自転車や自動車等を業務で使用するのであれば、交通事故は決して無縁のものではありません。運転をする際は、歩行者等に十分気を付けましょう。

交通事故死ゼロを目指す日

4月10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人一人が交通ルール・マナーを守って交通事故をなくしましょう。

港区民交通傷害保険

少額の保険料で加入でき、交通事故でけがをしたときに、保険金が支払われます。自転車賠償責任プランは、自転車事故で損害賠償が発生した場合、最高1億円まで補償されます。

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

その他

地域交通課(区役所5階)では、交通安全に関するDVDの貸し出しを行っています。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

区内各警察署 ☎欄外参照
地域交通課地域交通係 ☎3578-2349

交通安全上、道路上の商品や置看板等はとて危険です

道路は、常に車や人等が安全に通れるようにしていかなくてはなりません。

公共施設の道路上に不法に置いている商品や看板、のぼり旗、植木、自転車等は、道路を狭くし通行の妨げとなり、非常に危険です。道路をこのようにみだりに使用している人は、速やかに敷地内に移動してください。

また、道路の上空に出ている、車や傘がぶつかるような低

い危険な突き出し看板や日よけ等は、直ちに撤去するか、是正してください。

問い合わせ

- 道路上の置き看板等について
- 各総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎欄外参照
- 道路上空の低い危険な日よけ等について
- 土木管理課監察指導係 ☎3578-2350

「第15回港区観光フォトコンテスト」写真展

港区観光協会主催「第15回港区観光フォトコンテスト」の入賞作品を展示する写真展を開催します。区内の多彩な観光スポット、名所、旧跡、四季の風物詩等を、フレームを通じて再発見できます。

区の魅力が表現された渾身の作品ですので、ぜひご来場ください。

対象

どなたでも

とき

- (1) 4月2日(月)～13日(金)
- (2) 5月14日(月)～27日(日)
- (3) 6月1日(金)～7月20日(金)

ところ

- (1) 港区役所1階ロビー
 - (2) 東京タワーフットタウン2階
 - (3) 世界貿易センタービルディング地下1階
- 受賞作品は、港区観光協会ホームページ
http://www.minato-kanko.com/
でもご覧いただけます。

問い合わせ

港区観光協会 ☎3433-7355
産業振興課観光政策担当 ☎3578-2527